

BELS 審査業務手数料

令和7年4月1日改定

住宅に係る評価料金

(消費税込金額、単位：円)

一戸建ての住宅	審査条件	料金
	単独審査	44,000
共同住宅等	単独審査 (住戸のみ)	基本料金+戸あたり料金×対象住戸数 ・ 基本料金 219,500 ・ 戸あたり料金 4,400
	単独審査 (建築物全体の審査)	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・ 基本料金 219,500 ・ 戸あたり料金 4,400 ・ 共用部料金 219,500
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本表は基本額とし、REJ が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積りにより申請内容を勘案して減額又は増額することができる。 2 住宅を含む複合建築物に係る評価料金は、当該表の額に表2の用途、評価手法及び評価対象面積に応じた額を加算した額とする。 3 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の評価料金は、「建築物全体の審査」とする。 4 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の評価料金は一戸建ての住宅の額の2倍とする。 5 共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の評価料金は一戸建ての住宅の額とする。 6 変更申請の場合は、当初の申請で適用された額の2分の1とする。 7 改修前後の評価を行う場合は、上表の評価料金に同表の2分の1の額を加算した額とする。 8 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、別途見積りとする。 9 設計住宅性能評価、長期使用構造等確認又は、低炭素認定技術的審査と併願を選択できるものは、評価方法が同一の場合のものに限る。 		

非住宅建築物に係る評価料金

(消費税込金額、単位：円)

評価対象 面積 (㎡)	1 類		2 類		3 類	
	評価手法					
	標準入力 法又は主 要室入力 法	モデル建 物法	標準入力 法又は主 要室入力 法	モデル建 物法	標準入力 法又は主 要室入力 法	モデル建 物法
～300	330,000	176,000	275,000	158,600	220,000	110,000
300～ 2,000	660,000	396,000	550,000	307,500	440,000	220,000
2,000～ 5,000	770,000	440,000	660,000	385,000	550,000	330,000
5,000～ 10,000	880,000	506,000	796,400	472,500	712,900	440,000
10,000～	別途見積り					

備考

- この申請の基礎となる建築基準法第6条の2による建築確認申請（以下単に「確認申請」という。）をREJに申請する場合は、本表の2分の1の額とする。（別表3において同じ。）
- 本表中1類、2類又は3類とは、次による。

区分	建築基準法施行規則別紙による具体用途	
1 類 学校 等	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08410	自動車教習所
病院 等	08260	病院
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの

		08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
		08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
		08210	児童福祉施設（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
		08220	児童福祉施設（入所する者の寝室がないものに限る。）
	ホテル等	08400	ホテル又は旅館
		08600	個室付浴場業に係る公衆浴場（その他これらに類するもの） 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設（その他これらに類するもの）
3類	工場、倉庫等の用途	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
		08350	自動車修理工場
		08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
		08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
		08510	倉庫業を営む倉庫
		08520	倉庫業を営まない倉庫
		08610	卸売市場
		08620	火葬場又はと畜場・ごみ焼却場その他の処理施設
		08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
		08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
		08420	畜舎
		08270	巡查派出所
		08280	公衆電話所
		08600	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗（その他これらに類するもの）
2類	1類又は3類以外の用途		

3 評価対象面積の算定方法は、次による。

イ 新築の場合は当該床面積の合計

ロ 新築以外の場合は、別途見積り

ハ 一の建築確認申請に、評価対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとの評価対象面積の合計額

ニ 一の棟に用途分類が複数ある場合は、1類に2類又は3類が含まれる場合は1類と、2類に3類が含まれる場合は2類とする。この場合において、これによる算定した結

果において実状にそぐわないと REJ が認める場合は協議する。

- 4 モデル建物法による計算方法とする場合において、計算対象外となる室を含む場合の額は、次による。
 - イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合 一律 33,000 円
 - ロ 建築物の一部が計算対象外の室の場合 評価対象面積から計算対象外の室の床面積を控除した面積の区分
- 5 変更申請における評価対象面積の算定方法は、次による。
 - イ 当初の計画書の申請が REJ 以外の機関で交付されたもの 当初の評価時の床面積
 - ロ 直前の判定と評価方法又は用途が異なる場合 当初の評価時の床面積
 - ハ 直前の評価時から床面積が増加する場合 当初の評価時の床面積に 0.5 を乗じた床面積に、増加する床面積の部分を加算した床面積の合計
- 6 評価方法が同一の場合のものに限り、建築物省エネ法判定又は低炭素認定技術的審査と併願とした場合は、別途見積りにより上表の額から減額することができる。
- 7 第 11 条第 1 項のプレート又はシールを交付する料金は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会の紹介による製作会社の実費と事務手数料として 11,200 円を加算した額とする。（次表において同じ。）
- 8 評価書を再発行する場合の事務手数料は、一通につき 5,100 円とする。（別表 3 において同じ。）